

雇用保険受給内容確認書

※ 続紙をご確認のうえ、該当項目にご回答ください。最後に署名いただきご申請願います。

被保険者氏名		被扶養者氏名	
--------	--	--------	--

1. 退職日はいつですか

令和 年 月 日 退職

2. 雇用保険（失業給付金）の今後の受給有無について該当項目に✓してください

- A. 雇用保険に加入していたが、加入期間の不足等の理由で受給資格がない
- B. 雇用保険の受給資格はあるが、失業給付金の受給を放棄する
- C. 受給予定（再就職の意思があり、給付金を受給する）
- D. 受給延長（中）する

受給延長の場合、延長理由にチェックしてください

1. 妊娠・出産・育児 <<出産（予定）日を記入：令和 年 月 日>>
2. 病気・けが等
3. 配偶者の海外勤務への帯同
4. 親族の看護・介護
5. その他（理由を記入： ）

全 員 必 須

パナソニック健康保険組合 理事長殿

上記のとおり相違ありません。

また、健保扶養認定基準を理解し、被扶養者が雇用保険の失業給付受給開始により、扶養認定の基準を満たさなくなった（基本手当日額が3,612円（60歳以上または障害年金受給者の場合は5,000円）以上）場合は、速やかに健保へ扶養削除の手続きを行います。

※失業給付の受給開始後、健保へ扶養削除の手続きを行わなかった（もしくは遅れた）場合には、受給開始日まで遡って被扶養者資格を抹消いたします。また、同期間の医療機関等での受診に関わる保険給付費も遡って請求いたします。

令和 年 月 日

被保険者氏名（自署）

※ 記載いただく情報は、被扶養者異動処理以外には使用いたしません。また、回答内容に変更が生じた場合には、遅滞なく健保までご連絡ください。

◆ 雇用保険(失業給付金)受給に関する注意事項 ◆

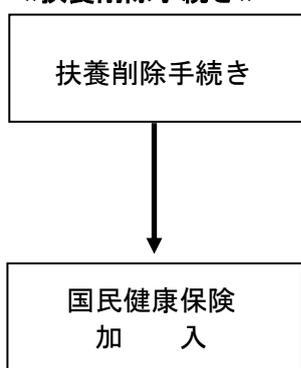
- 雇用保険の失業給付金は、健康保険法上収入とみなされます。
- 健康保険法の被扶養者の認定基準として、収入基準が設けられています。

被扶養者の年齢および障害年金受給有無	年間収入	月額	日額
60歳未満	130万円未満	108,334円未満	3,612円未満
60歳以上または障害年金受給者	180万円未満	150,000円未満	5,000円未満

1. 被扶養者認定後、基本手当日額 3,612円(60歳以上の場合は5,000円)以上を受給の方

◎受給開始の際は、受給開始日から5日以内に下記「扶養削除手続き」が必要です

「扶養削除手続き」

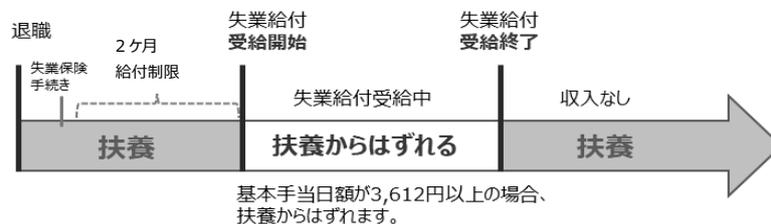


- ① 健康保険被扶養者異動届(減らすとき) 正・副
- ② 対象者の健康保険証(①の異動届にセロハンテープで添付)
- ③ ハローワークより発行された雇用保険受給資格者証の全面(写)

上記の①～③を揃えて、事業所健保担当部署へご提出ください。
(異動理由：失業給付金受給開始、異動年月日：受給開始日)

健保発行の「健康保険被扶養者非該当証明書」記載の資格喪失日から14日以内に、お住まいの役所でお手続き願います。

○基本手当日額が3,612円以上の場合(2ヶ月の給付制限あり)



・受給開始日は、「給付制限期間終了日」(給付制限期間がない場合は「待期満了日」)の翌日を意味します。ハローワークでの「処理日」や、金融機関への「振込日」ではありません。ご注意ください。

※3,612円(60歳以上の場合は5,000円)以上の受給開始後、健保へ扶養削除の手続きを行わなかった(もしくは遅れた)場合には、受給開始日まで遡って被扶養者資格を抹消いたします。また同期間の医療機関等での受診に関わる保険給付費も遡って請求させていただきます。その際の振込手数料はご負担いただきます。

2. 被扶養者認定後、基本手当日額 3,612円(60歳以上は5,000円)未満を受給または受給資格なし・受給放棄の方

◎パナソニック健保の認定基準を満たす場合、受給開始後も被扶養者として継続して認定されます。

【ご連絡】

- ※事由発生から5日以内に健保に届出することは健康保険法で義務づけられています。
- ※健保にて、取消し手続きが確認できない場合、扶養削除手続きに関する通知文書を送付する場合がございます。